

国空乗第2015号（制定）
平成7年2月22日
国空航第3037号
令和4年3月29日（最終改正）

操縦士実地試験実施細則

操縦教育証明

（飛行船）

国土交通省航空局安全部安全政策課

I. 一般

1. 操縦教育証明に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 航空法施行規則第64条の2に定める操縦教育証明に付す条件については、「操縦に2人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る。」とする。

【参考】当該細則における各資格の技能証明等の表記について

1. 飛行船における各資格の技能証明等の表記

航空機の種類「飛行船」の記載は省略。例えば「自家用操縦士」という記載は、飛行船における自家用操縦士の技能証明を意味する。また、「計器飛行証明」、「操縦教育証明」も同様である。

2. 「滑空機以外の技能証明を有する者」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○	○	---
飛行機	○	○	○	○
飛行船				---
滑空機	---			---

3. 「異なる種類の航空機の技能証明（滑空機を除く）」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○	○	---
飛行機	○	○	○	○
飛行船				---
滑空機	---			---

4. 「異なる種類の航空機（滑空機を除く）の事業用操縦士以上の技能証明」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼	○	○		---
飛行機	○	○		
飛行船				---
滑空機	---			---

5. 「事業用操縦士以上の技能証明」とは以下の○が付された資格

	定期	事業用	自家用	准定期
回転翼				---
飛行機				
飛行船	○	○		---
滑空機	---			---

注) -- : 航空法施行規則別表第二において、各航空機の種類における飛行経験
その他の経験が設定されていない資格（平成25年4月1日現在）

II. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 一般知識			
(目的) 法規、工学、気象等の学科教育に必要な知識について判定する。			
(注) 事業用操縦士以上の技能証明を有する者は実施しない。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	<p>次の科目について質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 航空法規2. 航空交通管制3. 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。）4. 航空気象5. 空中航法	質問事項に正しく答えられ、各科目について事業用操縦士と同等の知識を有していること。

2. 教育要領			
(目的) 操縦教育に必要な基本的知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	操縦教員	技能証明制度の概要及び操縦教員の法律上の位置づけと役割並びに操縦教育の目的について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
2-2	訓練計画	<p>1. 自家用操縦士技能証明取得訓練コース又は事業用操縦士技能証明取得訓練コースを指定し、受験者に訓練計画を提出させる。</p> <p>2. 訓練計画を点検し、次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <p>(1) 基準及び目的の設定 (2) 学習ブロックの確認 (3) 訓練シラバス (4) レッスンプラン (5) その他必要な事項</p>	<p>1. 適切な訓練計画を作成できること。</p> <p>2. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>
2-3	操縦教育	<p>1. 次の科目の中から少なくとも3つ指定し、試験官を練習生と仮定して教育を行わせる。また練習生に教育する場合の要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p> <p>(1) 航空法規 (2) 航空交通管制 (3) 航空工学（航空機の性能、運用限界等を含む。） (4) 航空気象 (5) 空中航法</p> <p>2. 操縦練習科目を練習生に教育する場合の目的、実施要領及び要点について質問に答えさせ、又は説明させる。</p>	<p>1. 各科目について操縦教員として教育する場合の要点を的確に把握し、明確に説明できること。</p> <p>2. 操縦練習科目を正しく理解し的確に説明できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。</p>

3. 安全対策			
(目的) 操縦教育を行う上で必要な安全に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	単独飛行の安全対策	単独飛行に係る安全基準（飛行船）について質問に答えさせ、又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ又は説明できること。
3-2	見張りと衝突回避	次の事項について質問に答えさせ、又は説明させる。 1. 操縦練習の初期の段階から練習生に対して適切な見張りと衝突回避の習慣を形成するための教育を行うことの重要性 2. 見張りと衝突回避についての視覚、知覚	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。

III. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

4. 操縦練習			
(目的) 訓練計画の作成、実技指導等を行わせ、操縦教員としての実技指導能力について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	出発前の確認	出発前に機長が確認すべき事項とその実施要領等について質問に答えさせ又は説明させる。	質問事項に正しく答えられ、又は説明できること。
4-2	訓練計画の作成	訓練生の飛行経歴及び技能レベルを受験者に示したうえ、実技指導を行うべき科目を指定し、訓練計画を作成させる。 (注) 訓練計画は4-4の科目とする。 2. 訓練計画を点検し、質問に答えさせる。	適切な訓練計画を作成できること。 2. 質問事項に正しく答えられること。
4-3	飛行前のブリーフィング	訓練計画に基づき、試験官を練習生と仮定して飛行前のブリーフィングを行わせる。	飛行前のブリーフィングが的確にできること。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	実技指導及び模範実技	<p>(実技指導) 基本的な操縦技術（水平直線飛行、旋回、上昇・降下、加減速及びウェイオフ）及び指定した科目について試験官を練習生と仮定して実技指導を行わせる。</p> <p>(模範実技) 1. 科目を指定し模範演技を行わせる。</p> <p>(注) 指定する科目は事業用操縦士及び自家用操縦士に係る実地試験の科目等から指定する。</p> <p>(注) 科目等とは、操縦士実地試験実施細則及び別添の付録に定めた科目をいう。</p>	<p>(実技指導) 各科目の指導の要点を把握し、実技指導が的確にできること。</p> <p>(模範実技) 1. 操縦技量は、細則等に定める判定基準以上であり、かつ、柔軟、円滑な操作であること。 2. 各科目の要点を的確に説明しながら操作できること。</p> <p>(注) 細則等とは、操縦士実地試験実施細則及び別添の付録をいう。</p>
4-5	飛行後のブリーフィング	<p>試験官を練習生と仮定して飛行後のブリーフィングを行わせる。</p> <p>1. 行った科目の評価、不十分な点の指摘及びその矯正のための方法 2. 今後の操縦練習において注意すべき事項</p>	飛行後のブリーフィングが的確にできること。

5. 総合能力			
(目的) 実地試験全般にわたって教育技法、教育態度等を確認し、操縦教員としての教育能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
5-1	評価	評価の公正性、客観性について判定する。	公正、かつ、客観的な評価がされること。
5-2	教育技法	教材の準備及び利用、教育技法について判定する。	1. 適切な教材を準備し、有效地に利用できること。 2. 適切な教育技法により指導できること。
5-3	表現力	学科教育及び実技指導における要点の指示、注意の喚起等の方法について判定する。	1. 言語は明瞭であること。 2. 平易で適切な説明及び指導がされること。
5-4	教育態度	教育中の服装、動作、態度について判定する。	操縦教員として適切な服装、動作、教育態度であること。

附 則（平成25年11月8日 国空航第558号）

（施行期日）

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2175号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

別添(付録)

操縦士実地試験実施細則(操縦教育証明・飛行船)、4-4 科目(実技指導)及び(模範実技)に規定された「指定する科目」であって、事業用操縦士及び自家用操縦士に係る実地試験の科目以外の科目を以下に示す。

1. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	水平直線飛行	指定された高度、速度、針路を保持して飛行させる。	<ol style="list-style-type: none"> 小さなピッチング又はヨーリングで高度と針路を保持できること。 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 以内の変化であること。
1-2	上昇・下降	水平直線飛行から上昇及び降下を行わせ指定された高度で水平直線飛行に移行させる。	<ol style="list-style-type: none"> 空気系統を十分に制御できること。 制限内でガス圧の調整ができること。 昇降率は毎分±300フィート以内の変化であること。 進路を著しく変化させないこと。
1-3	水平旋回	左右360度旋回を左右連続して行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 円滑で調和された操作ができること。 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度(旋回停止時、切り返し時) 以内の変化であること。

IV. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

実地試験成績報告書 (操縦教育証明)

条件有り	総合判定

① 受 験 者 調 書	
ふりがな 氏 名	□昭和 □平成 生年月日 年 月 日
受験する航空機の種類	□飛行機 □回転翼航空機 □滑空機 □飛行船 既得の技能証明及び番号
試験に使用する航空機 等 級	型 式 国籍・登録記号
□陸上 □単発(機) □ピット機 □水上 □多発(機) □タービン機	式 型 番号
連絡先 (会社団体等)	電話番号
学科試験合格	年 月 日 受験地
② 教 官 の 証 明	
受験者	は操縦教育証明に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による所定の技能を有していることを証明します。
教官の有する技能証明の資格と番号	操縦士 No. _____ 操縦教育証明 No. _____
年 月 日	教官氏名 _____
受験者	は操縦教育証明に係る所定の技能を有していることを証明します。
教官の有する技能証明の資格と番号	操縦士 No. _____ 操縦教育証明 No. _____
年 月 日	教官氏名 _____
③ 試 験 の 実 施	
模擬飛行装置又は飛行訓練装置 期日 年 月 日 場所 試験官 特記事項	実機 期日 年 月 日 場所 試験官 特記事項

1. 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
2. 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。
3. 試験官は、「条件付操縦教育証明」の試験を実施した場合は所定の欄に✓印を付すこと。